

11. 地域社会と民衆文化

2025.12. 4.大橋 幸泰

はじめに

本日の対象／「14 土豪・豪農と地域社会」、「15 歌舞伎・浄瑠璃にみる民衆文化」
→地域 of 社会秩序と民衆文化／その近世的特質を中間層の存在を基軸に考える

1. 福澤徹三「14土豪・豪農と地域社会」

土豪／兵農分離の際に村にとどまった地侍層
豪農／村役人であるとともに質地地主、商品経済の進展にもなって地域社会運営の担い手
* 地侍(中世末期)→土豪(近世前期)→豪農(近世中後期)→地方名望家(近代)

(1) 土豪と地域社会

近世前期の土豪／地主として、年季奉公人や譜代を指揮して耕作させる
→譜代が小百姓として自立した家を構えるようになると、地主は質地地主へ転生／武士としての自意識も保持
→豪農への分岐点／質地地主段階への移行、武士意識・社会関係の払拭

(2) 豪農と地域社会

土豪から豪農への転換を後押しする土地政策／土地所持権の事実上の公認
→幕府による質流地禁止令発令(1721)とその撤回(1723)／質地騒動の影響
→しかし、年貢を立て替えられる経済力がなければ、土地所持権を放棄／没落する地主も存在
* 近世前期以来の土豪がすべて、そのまま中後期に豪農に転生できたのではない／商品経済の進展のなかで、新興の在郷商人が商売の才覚を発揮し、富を蓄えて地主や豪農になったケースが存在

豪農の身分上昇／大庄屋・割元への任命のほか、苗字帯刀の認可

* その背景／①豪農自身の「身上がり」願望、②権力社会統治を豪農へ委任
→村社会における階層分解の進展／豪農と小百姓(or 無宿)との間の利害は一致しなくなる／豪農は打ちこわしの対象へ

2. 神田由築「15歌舞伎・浄瑠璃にみる民衆文化」

高校教科書における人形浄瑠璃の叙述／ハイライトは元禄期(17C 末)

* 近世期の芝居芸能／浄瑠璃から歌舞伎へ、との通説的理解
→研究上では、延享・寛延期(18C中)が人形浄瑠璃の黄金時代

(1) 都市史研究と芸能史研究の成果から

教科書と研究とのギャップ／その原因
→①芸能史研究と歴史学研究とが未接続、②地芝居の実像が未解明、③芸能文化の全体像が未提示
→江戸時代の人々は、義太夫狂言と人形浄瑠璃を同じ浄瑠璃(義太夫節)から生まれた兄弟として理解
* 浄瑠璃から歌舞伎へ転換した、との理解は誤り

浄瑠璃／語り物の総称

→三味線・人形芝居と結びつき、義太夫節が登場(17C)／多様に分化(18C)

→浄瑠璃(義太夫節)は義太夫狂言という歌舞伎へ転換／人形浄瑠璃も活発に上演

(2) 身分研究の成果から

近年の身分研究／身分的周縁論による芸能者への注目

→文化も商品化／文化的事象に携わる担い手の存在が明確化／芝居小屋の表方・裏方、番付を出版する版元、芝居茶屋の人々

→芝居の担い手は特定の身分や職分の枠組みを越える／受容層は武家・公家など支配層にもおよぶ

*** 民衆的文化ヘゲモニーは卑賤視された芸能者が握る**

→浄瑠璃の演目／身分的周縁の人々が登場人物の中核

(3) 文化史の可能性

芸能文化と書物知の親和性／浄瑠璃が紡ぎ出す道徳観・歴史観が民衆生活に影響

* 「日本」「日本人」という意識の萌芽

伝統芸能をどのように認識するか？／単純に古くから存在したという認識では、不十分

→それぞれの時代との緊張関係のなかで、その時代を生きた人々の思想や情感を投影

3. コメント

(1) 中間層への注目

地域史研究の中軸／土豪・豪農という中間層／史料の残存状況、地域指導者という位置

* 地域史研究の重要性／権力(幕府・藩)の論理とは異なる秩序が存在したことを見いだす／その中心にいたのが中間層

→地域は国家に従属する存在ではない／権力が作り上げた秩序の矛盾を相対化

→地域の秩序が権力の秩序を崩して、次の時代の秩序を形成

* たとえば、近世中期以降、支配領域を越えた郡中議定の制定、国訴の展開

→ただし、中間層と下層民衆とは必ずしも利害が一致するのではない／世直し一揆では中間層は打ちこわしの対象

* 中間層は支配の末端であるとともに、地域秩序を形成する地域自治の責任者

(2) 民衆文化の拡大

地域の政治・経済を担う中間層／地域文化のスポンサー or 実践者でもある

* 祭礼、民俗芸能、地芝居、蔵書の家、俳諧グループ、宗教活動など

おわりに

江戸時代／民間社会が広がった時代

* 政治・経済のみならず文化の点でも、地域それぞれが独自の個性を発揮／民間社会が次の時代を押し開く

【テキスト】

牧原成征編『日本史の現在 4 近世』(山川出版社、2024年)

【参考文献】

渡辺尚志『百姓の力 江戸時代から見える日本』(柏書房、2008年)

青木美智男『全集日本の歴史別巻 日本文化の原型 近世庶民文化史』(小学館、2009年)

【付記】

・明日までに、Hoppiiieにて講義記録の提出を求める。

・小レポート提出期限 12月17日：小レポートを提出した者が試験(2026年1月8日)の受験資格を有する。